

◎新潟県告示第701号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

平成29年6月2日

新潟県知事 米 山 隆 一

地域区域	埋立地の区分
村上市荒川縁新田字川原398番210の一部、398番215の一部、398番216の一部、398番217の一部、398番221の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号